

ようこそ金沢中古マンションリフォーム費補助金交付要綱取扱要領

(平成28年 3 月23日 決裁)

改正 平成29年 3 月24日 決裁

平成31年 3 月22日 決裁

令和 3 年 3 月19日 決裁

(通則)

第1条 この要領は、ようこそ金沢中古マンションリフォーム費補助金交付要綱（平成28年 3 月23日 決裁。以下「要綱」という。）の規定による補助金の交付に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(内部改修工事の範囲)

第2条 要綱第2条第6号に規定する内部改修工事には、照明機器、冷暖房機器等の購入及び設置の工事は含まない。

(空き住戸の範囲)

第3条 要綱第3条第3号に規定する空き住戸は、かなざわ空き家活用バンク登録の日の翌日以降に売買契約が締結されたものとする。

(勤務地証明書に代わる書類等)

第4条 申請者が要綱第5条第1項に規定するようこそ金沢中古マンションリフォーム費補助金交付申請書に勤務地証明書を添付できない場合は、これに代わり勤務予定申告書（様式第1号）を添付するものとする。この場合において、申請者は要綱第11条に規定する空き住戸リフォーム事業完了実績報告書に勤務地証明書を添付しなければならない。

(町会加入証明書)

第5条 空き住戸リフォーム事業者は、補助事業が完了したときは、要綱第11条に規定する空き住戸リフォーム事業完了実績報告書に町会加入証明書（様式第2号）を添付しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 8 年 3 月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに要綱第11条の規定による報告がなされたものについては、なおその効力を有する。

附 則（平成29年 3 月24日 決裁）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市郊外部移住者中古分譲マンション改修費補助金交付要綱取扱要領の規定は、平成29年4月1日以後に行う金沢市郊外部移住者中古分譲マンション改修費補助金交付要綱（平成28年3月23日決裁）第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日決裁）

- 1 この要領は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後のようこそ金沢中古マンションリフォーム費補助金交付要綱取扱要領の規定は、平成31年10月1日以後に行うようこそ金沢中古マンションリフォーム費補助金交付要綱（平成28年3月23日決裁）第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月19日決裁）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

勤務予定申告書

(宛先) 金沢市長

(勤務予定先)

所在地 _____

名 称 _____

(勤務開始予定時期)

_____ 年 月 頃

上記のとおり勤務を予定していることを申告します。

なお、要綱第11条第1項に規定する完了実績報告時において、勤務地証明書（様式第2号）を添付できない場合は、要綱第9条に規定する事業の中止又は廃止申請を行います。

年 月 日

(申告者)

住 所 _____

氏 名 _____

様式第2号（第5条関係）

町会加入証明書

次の者が町会に加入したことを証明します。

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日

（宛先）金沢市長

町 会 名 _____

町 会 長 _____

（署名又は記名押印）

この証明書は、制度利用者が利用する住宅取得支援制度の要件である「町会に加入したこと」を証明するためのものです。お手数ですが、町会長様にはご署名（あるいはゴム印等で記名の上捺印）の上、申請者に返却願います。